

(3) 耐火構造の構造方法は、次表によるものとする。(建設省告示1399号抜粋)
耐火構造一覧表

単位(cm)

構造部分	構造	被覆材料	小径・厚さB			被覆・厚さt			備考		
			30	1	2	3	30	1		2	3
1 壁 (耐力壁)		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		7	10			3 (**)	3 (**)		
		鉄骨コンクリート造		7	10			N	3		
		鉄骨造	鉄網モルタル		N	N			3	4	塗下地は不燃材料
			鉄網パーライトモルタル			N				3.5	
			コンクリートブロック、れんが、石		N	N			4	5	
		コンクリートブロック造 無筋コンクリート造 れんが造・石造	コンクリートブロック、コンクリート、れんが、石		7						
		鉄材で補強したコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石		5	8			4	5	
		木片セメント板の両面に厚さ1cm以上のモルタル塗				8					
	高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル				7.5						
	中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部にパーライトまたは気泡コンクリートを充填したもの				12						
間仕切壁の非耐力壁	令第107条第2号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁である間仕切壁の構造方法にあっては、壁(耐力壁)に掲げるものとする。										
外壁の非耐力壁	令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法にあっては、壁(耐力壁)に掲げるものとするか、又は次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。 (1) 不燃性岩綿保温板①、鉱滓綿保温板②又は木片セメント板③の両面に石綿スレート又は石綿パーライト板を張ったもので、その厚さの合計が4cm以上のもの。なお、かさ比重については、①は0.3以上②は0.15以上③は0.7以上を標準とする。(**) (2) 気泡コンクリート、石綿パーライト板又はケイ藻土若しくは石綿を主材料とした断熱材の両面に石綿スレート、石綿パーライト板又は石綿ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が3.5cm以上のもの。なお、芯材のかさ比重については、0.3~1.2を標準とする。(**) (3) 軸組を鉄骨造とし、その両面に厚さが1.2cm以上の石綿パーライト板を張ったもの										

構造部分	構造	被覆材料	小径・厚さB				被覆・厚さt				備考	
			30	1	2	3	30	1	2	3		
2 柱		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		N	25	40		3 (**)	3 (**)	3 (**)		
		鉄骨コンクリート造		N	25	40		3 (**)	5	6		
		鉄骨造	鉄網モルタル		N	25	40		4	6	8	
			鉄網軽量モルタル		N	25	40		3	5	7	
			コンクリートブロック、れんが、石		N	25	40		5	7	9	
軽量コンクリートブロック				N	25	40		4	6	8		
	鉄材で補強されたコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石		N				5				
3 床		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造			7	10		2 (**)	2 (**)			
		鉄骨造	鉄網モルタル		N	N		4	5		塗下地不燃材料	
			コンクリート		N	N		4	5			
	鉄材で補強されたコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石			5	8		4	5			
4 梁		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		N	N	N		3 (**)	3 (**)	3 (**)		
		鉄骨コンクリート造		N	N	N		3 (**)	5	6		
		鉄骨造	鉄網モルタル		N	N	N		4	6	8	
			鉄網軽量モルタル		N	N	N		3	5	7	
			コンクリートブロック、れんが、石		N	N	N		5	7	9	
軽量コンクリートブロック				N	N	N		4	6	8		
	鉄網パーライトモルタル			N	N			4	5			
	床面から下端までの高さが4m以上の鉄骨造小屋組	天井のないもの、又は準不燃材料で作られた天井		N				N				

5 屋 根	<p>令第107条第1号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次のいずれかに該当する構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 2. 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造、又は石造 3. 鉄網コンクリート、若しくは鉄網モルタルでふいたもの、又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で、補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの 4. 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの 5. 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル
6 階 段	<p>令第107条第1号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次のいずれかに該当する構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 2. 無筋コンクリート造、れんが造、石造、又はコンクリートブロック造 3. 鉄材によって補強されたれんが造、石造、又はコンクリートブロック造 4. 鉄造
注	<p>(1) 小径、厚さB、被覆厚さt欄の30、1、2、3は、それぞれ令第107条第1号に規定する30分間、1時間～3時間を示す。</p> <p>(2) 表に定める基準(令第107条第1号の基準)に適合するものうち、耐力壁である間仕切壁及び床にあっては令第107条第2号の基準、耐力壁である外壁にあっては令第107条第2号及び第3号の基準にも適合していることを示す。</p> <p>(3) t は「かぶり厚さ、塗厚さ、おおい厚さ」を示し、Bは、壁・床の厚さ、柱・梁の小径を示す。</p> <p>なお、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。</p> <p>(4) Nは、寸法の制限が無いことを示す。</p>